

平成22年第6回臨時会
(第1日目)

津別町議会会議録

平成22年第6回 津別町議会臨時会会議録

招 集 日 平成22年 8月30日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成22年 9月 3日 午前10時00分

閉会日時 平成22年 9月 3日 午後12時42分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	阿部博道	○
総務課長	林伸行	○	監査委員事務局長	長良英俊	○
総務課主幹	川口昌志	○			
企画財政課長	斉藤善己	○			
企画財政課主幹	石橋吉伸	○			
住民生活課長	山口善勝	○			
住民生活課主幹	伊藤同	○			
保健福祉課長	鴫田憲治	○			
保健福祉課主幹	山田英孝	○			
産業課長	深田知明	○			
産業課主幹	小野寺祥裕	○			
建設課長	上野安男	○			
建設課主幹	江草智行	○			
会計管理者	酒井操	○			
総務課庶務担当主査	伊藤泰広	○			
企画財政課財政主査	横山智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	長良英俊	○	事務局主任	中橋育美	○
事務局主査	石川篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	7番 藤原英男 8番 山内 彬
2			会期の決定	9月3日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5	議案	63	契約の締結について（旭町町有住宅建設事業主体工事）	
6	〃	64	契約の締結について（木造公共施設等整備工事）	
7	〃	65	協定の締結について（津別町営住宅まちなか団地（I工区）買取事業）	
8	報告	8	例月出納検査の報告について（平成21年度5月分、平成22年度5月分、6月分、7月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は、全員であります。
ただいまより、平成 22 年第 6 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において
7 番 藤 原 英 男 君 8 番 山 内 彬 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付しているとおりでありますが、職務の都合により一部異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕おはようございます。

本日ここに第6回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第5回定例議会後の行政報告と本日付議いたしております3件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、まことに残念な報告ではありますが、去る8月12日、丸玉産業株式会社顧問、前取締役社長、大越修治様をご逝去されました。故人は、丸玉産業を通じて地場産業の振興と雇用の確保を行うとともに、町内唯一の医療機関である津別病院の存続にご尽力賜り、本町の繁栄と存続に多大なる功績を残されましたことから、8月14日、お住まいのある堺市で行われました告別式に参列し、弔意を述べたところであります。

また、去る8月26日、津別町自治功労者、長野三郎様をご逝去されました。故人は、統計調査員として永く統計調査に従事されますとともに、統計調査員協議会の役員として統計の役割とその必要性を広く伝えていただくなど、統計思想の普及に多大な功績を残されました。お二人の生前中の数々のご功績に衷心より敬意と感謝を申し上げます。

ますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

次に、北網地域活性化協議会事業についてであります。北網地域 10 市町のプロモーションを行う「花と緑の癒しの旅、初夏のオホーツク」と題するテレビ番組を制作するため、6月29日、上里町民の森のクリンソウを中心に、女優の星野知子さんと写真家の織作峰子さんのキャスティングによる撮影が行われました。放送は来春、民放BSで全国放送されることとなっております。

次に、第40回つべつ夏まつりについてであります。7月3日、4日の両日、河岸公園において開催されました。3日の前夜祭では、津別中学校吹奏楽部の演奏会が天候の影響により中止となりましたが、活汲小学校のリコーダー演奏、つべつ千人踊り、よさこい演舞につきましては予定通り行われ、最後に華麗な花火大会で締めくくり、約2,200人の来場者は大いに盛り上がったところでもあります。翌日の本まつりでは、山鳴太鼓保存会30周年記念事業として近隣市町から4団体が参加し、「太鼓フェスティバル」が行われるとともに、HBCラジオの公開録音による「ジェロ歌謡ステージ」と、爆笑ライブとしてテレビでおなじみの「笑い飯」と「髭男爵」が出演したこともあり、例年を上回る来場者で賑わいました。また、恒例となりました「つべつ川のぼり大会」や南アルプス市の物産販売などの行事により、来場された皆様に真夏のひとときを十分楽しんでいただいたものと思います。開催運営にあたりご尽力いただきました観光協会及び実行委員会をはじめ、夏まつりにご協力をいただきました関係各位にお礼を申し上げる次第であります。

次に、津別まちづくりセンター運営協議会についてであります。7月12日に農商工等の関係者、まちづくり活動や地域活動にかかわる方々12名の委員で発足し、会長には原田英機氏が選出され、第5次総合計画の「まちづくりセンター構想プロジェクト」に掲げる、まちづくりセンターの具体的活動に向けた協議が開始されたところでもあります。特にこの中で、来年度開設する（仮称）津別町多目的活動センターの利用及び運営等について協議を重ねているところであり、積極的に委員に就任していただいた皆様に心から期待いたしますとともに、議員各位におかれましても「町は舞台、町民が主役」の新たな町づくりに、ご支援、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、森林セラピー基地についてであります。7月13日と14日の両日、北見市駅前と上里町民の森において森林セラピーソサエティにより、12名の北見工業大学生被験者による基地認証に向けた実証実験が行われたところですが、明春には基地認証されるよう期待するものであります。

次に、第60回社会を明るくする運動「ふれあい町民のつどい」についてであります。例年7月を強調月間として、全国各地でさまざまな事業が展開されている社会を明るくする運動は、本町においても7月16日、中央公民館において「ふれあい町民のつどい」として開催いたしました。この「ふれあい町民のつどい」には80名余りの方々が参加され、社会を明るくする運動の標語コンクールの表彰式及び「ご存知ですか 更生保護を支える人たち」と題して、釧路保護観察所、北見駐在官事務所、保護監察官、西川順一氏による講演会が行われました。参加された方々は、この集いを通して犯罪や非行のない明るい社会の構築に向けて意を新たにしたところであり、

次に、グレステンスキー講習会についてであります。7月18日、19日、元オリンピック日本代表、岩谷高峰氏を講師に、グレステンスキー講習会が開催され、全道各地よりスキー少年団、高校スキー部、さらには一般愛好家など36名の参加がありました。参加者からは、グレステンスキーを利用してアルペンスキーの基本動作がマスターできたと喜ばれたことから、今後の利用拡大につながることを期待するものであります。

次に、ジュニアトランポリン大会についてであります。5月16日、第26回北海道ジュニアトランポリン競技選手権大会が釧路市で開催され、小学校高学年の部で津別トランポリンクラブ、石井柊君が見事全道第3位の成績をおさめ、7月29日から大阪府で開催された第38回全日本ジュニアトランポリン競技選手権大会に出場しました。

また、高校生男子の部では、津別高校2年生の近藤柊馬君が見事規定得点をクリアし、8月6日から秋田県で開催された第35回全国高等学校トランポリン競技選手権大会に出場を果たしました。両選手とも惜しくも決勝進出はなりませんでした。今回の全国大会の経験を生かし、今後さらなる活躍を期待するものであります。

次に、船橋ポートジュニア野球クラブと斜網地区選抜チームの交流試合についてであります。船橋ポートライオンズクラブと船橋津別青少年交流協会が中心に寄附金

を募り、野球を通した青少年交流事業を実現しようと7月31日、選手ほか関係者52名が来町し、8月1日、2日の両日にわたり斜網地区12校の選抜選手チームと交流試合を行ったところです。この事業にあたっては、津別町野球連盟、斜網12校の中学校指導者の方々、津別町商工会、津別ライオンズクラブをはじめ各団体の皆さんの協力をいただき、成功裡に終えることができましたことに心より感謝申し上げる次第であります。また、津別ライオンズクラブ様から、この事業に対しご寄附をいただきましたことに対しましても重ねて厚くお礼を申し上げますとともに、この事業を企画された船橋ポートライオンズクラブ、船橋津別青少年交流協会の皆様に厚く感謝申し上げます。

次に、ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスター展及び被爆証言講話会の開催についてであります。8月1日から31日までの1か月間、中央公民館を会場に広島平和記念資料館の協力を得て、広島、長崎の原爆被害の実相や現在の核兵器の状況などがわかりやすく紹介された、ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスター展が開催されました。この写真ポスター展とあわせて、26日、27日の両日には一般町民、寿大学講座のほか町内の小中学生を対象に、計4回、被爆証言講話会を開催し、14歳の時に広島で被爆された植田のり子さんを講師に招き、被爆時の惨状や平和への思いが語られ、講話を聞かれた多くの人たちからは、戦争の悲惨さを痛感し、平和への意識が高まったとの感想が聞かれました。今回の事業にご協力いただきました関係者に心より感謝申し上げますとともに、戦後65年を経過した現在、改めて世界の恒久平和を願うものであります。

次に、小学生ソフトテニス大会についてであります。5月15日、16日、第32回北海道小学生ソフトテニス選手権大会が三笠市運動公園で開催され、女子の部で津別ソフトテニス少年団の佐藤璃央さんと寺尾日菜さん、ともに津別小学校6年生のペアが見事第3位の成績をおさめ、8月5日から旭川市で開催された第27回全日本小学生ソフトテニス選手権大会に北海道代表として出場し、3回戦進出を果たしました。両選手や指導にあたられました関係者の努力に敬意を表しますとともに、全国大会出場の経験を生かし、今後さらなる活躍を期待するものであります。

次に、南アルプス市・船橋市との青少年交流事業についてであります。町内の児

童生徒及び高校生のリーダーなど一行 37 名が、夏休み期間中の 8 月 5 日から 8 月 11 日までの猛暑の中、2 日間のホームステイを含め 6 日 7 日の日程で南アルプス市と船橋市を訪問いたしました。地元の児童生徒との交流会、都会体験、施設見学等を通して両市との友好の輪を広げるとともに、多くの体験と交流の中から本町では得られない貴重な体験をお土産に無事帰町したところでもあります。このたびの青少年交流事業を実施するにあたり、特段のご協力をいただきました南アルプス市、船橋市の関係者をはじめ、多くのボランティアの方々に対し心より感謝申し上げる次第であります。

次に、津別霊園無縁有縁の碑開眼法要についてであります。8 月 7 日に行われました津別仏教振興会主催による第 26 回津別霊園盂蘭盆供養会にあわせまして、本年改修いたしました無縁有縁の碑に、これまで無縁墓地に埋葬されていた 4 体を含め、9 体分の遺骨を納骨し、津別仏教振興会の協力をいただきながら有縁無縁の碑の開眼法要を行い、あわせて無縁仏の供養を行ったところでもあります。なお、このところの 100 歳以上の高齢者の所在不明問題に象徴されるように、希薄となっている家族関係や地域社会とのつながりなどから、今後、無縁仏などの増加も懸念される場所ですが、これまでの無縁仏の供養につきましては、来年度以降、津別霊園盂蘭盆供養会にあわせてとり行うことといたしたところです。

次に、特別養護老人ホームいちいの園における感染症の発生についてであります。体調不良により津別病院に入院された 80 歳代の入所者が、8 月 21 日、感染症である結核であることが判明し、直ちに家族により隔離病棟のある旭川市の病院に転院したところでもあります。心配された症状は軽度と聞いており、所管である北見保健所の指導は、面会制限等の規制はないとのことですが、濃厚接触者である同室の入所者 3 名、介護職員 19 名、看護師 3 名、計 25 名につきましては、血液検査を中心に検診が義務づけとなったところです。また、この発症に伴い、同室の入所者及びその身元引受人の皆様には経過を説明申し上げ、それ以外の入所者と身元引受人の皆様には文書をもってお知らせしたところでもあります。園にとりましても過去に例のないことから、保健所の指示を受け対応を図ってきたところですが、今後とも入所者の健康管理には万全を期してまいりたい所存であります。

次に、高齢者の所在不明問題についてであります。全国で相次いでいるこの問題

に関し、8月28日付北海道新聞において、「100歳以上で所在が確認できない高齢者」が津別町にもいるとの報道がされたところですが、本町は既に戸籍の電算化を行い、釧路地方法務局の準則に基づき、110歳以上になると「高齢者消除」の対象者としてリストアップできるシステムを持っており、これに基づく所在調査を行い、生存の事実が確認できない場合は「高齢者消除」により釧路地方法務局の許可を受けて戸籍を消除することとなります。本町においては110歳を超える者が1名いることから、現在、通常業務として「高齢者消除」の作業である所在調査を行っている最中であり、今後とも法令等に従い事務を遂行していく所存であります。

次に、まことに残念な報告になりますが、総務課主査であった松本浩一君が、7月20日、急逝いたしました。ここに故人のご冥福とご遺族の方々のお多幸をお祈りいたします。

引き続き、本日の付議議件について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第63号「契約の締結について」は、旭町町有住宅建設事業主体工事の請負契約として、8月26日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者、網走郡津別町字達美148番地、芙蓉建設株式会社津別支店支店長、佐藤和之と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号「契約の締結について」は、木造公共施設等整備工事の請負契約として、8月26日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者、網走郡津別町字共和51番地2、株式会社清水建設代表取締役、清水靖則と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号「協定の締結について」は、津別町営住宅まちなか団地（I工区）買取事業に関する協定について、8月27日の仮協定に基づき、代表企業、網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社代表取締役、蓮井和一と協定を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案議件について申し上げますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜

りますようお願い申し上げます、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎議案第 63 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 63 号 契約の締結について、旭町町有住宅建設事業主体工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 63 号 契約の締結について内容のご説明を申し上げます。

先ほどの提案理由にもありましたとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条によります、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負に該当しますことから、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称は、旭町町有住宅建設事業主体工事、工事の場所は、津別町字旭町でございます。本工事は、平成 21 年度繰越明許費による事業でありまして、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金を活用するものであります。工事概要につきましては、別紙臨時会説明資料 1 ページから 3 ページに図面といたしまして配置図、平面図、立面図をそれぞれ載せてございますので、参考にごらんいただきたいと思っております。建設場所といたしまして、旭町児童公園跡地となります。建設戸数は、資料 1 ページの配置図にありますように 2 棟 6 戸で 1 ルーム型となっております。平面図につきましては、次ページの図面を参照いただきたいと思っております。1 戸あたりの面積は 38.09 平方メートル、建築面積は 2 棟合わせて 228.54 平方メートルとなります。なお、それぞれ各棟に戸数分の物置を設置することとしております。

議案に戻っていただきまして、3 の契約の方法につきましては、4 社による指名競争入札として 8 月 26 日入札を執行いたしております。4 の契約の金額につきましては、5,187 万円で、内消費税及び地方消費税額は 247 万円でございます。5 の契約の相手方は、網走郡津別町字達美 148 番地、芙蓉建設株式会社津別支店支店長、佐藤和之と契

約を行おうとするものでございます。なお、工期につきましては、平成 23 年 2 月 10 日までとなっております。

以上、契約の締結につきましてご説明いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 旭町の町営住宅建設工事、主体工事につきまして、資料に基づきまして、もう少し住宅の内容についてご説明をいたしたいと思っております。当該工事は、津別町の住宅事情から公営住宅等に入居困難な方に対する住宅セーフティネットの役割、さらには、まちなか団地建設の趣旨である建て替えを円滑に推進するためを目的として建設するものでございます。

それでは、資料に基づき説明したいと思います。まず、資料の 1 枚目ですが、これは住宅の配置図となっております。先ほど申し上げましたとおり、2 棟 6 戸が建設をされます。いずれも玄関のほうは西側、このページでいきますと左側になりますが西側に配置、リビングは東向きのほうに配置しております。それから建設用地が少し台形の形をしておりますので、1 号、2 号は少し南北にずれるような形で建設をされることになっております。

続きまして、次のページですが、平面図をごらんいただきたいと思っております。構造は、木造平屋建てになります。すべて同じ間取りになります。入り口から入りまして、玄関ホールを通過してリビングダイニングに入るという形になります。図面では上段が西側になります。これの中央部にトイレそれからお風呂、押し入れを配置し、その右側に洗面、キッチンを配置するという形になっております。収納の部分については、中央の押し入れ、それからリビングダイニングの左側ですが南壁側の物入れ、それから玄関に下駄箱、それから流しとホールに吊り戸棚を配置しておりますし、仏間も図のように配置されております。それからリビングダイニングは、採光に配慮し天窓も設けられております。それから引き戸のベランダ窓になっておりますので、ここから外に出入りができるようになっております。

設備といたしましては、灯油温水器、壁掛け式です。それから F F ストープ、200 リットルの灯油タンク、洋式便座などが備えつけになります。キッチン用のコンロにつ

きましては備え付けとはなっておりませんが、ガスコンロ、それから電気のもの
どちらでも使えるような対応になっております。

続いて、3枚目をごらんください。これは立面図になっております。外壁と屋根を
含めまして総体的にガルバリウム鋼板を基本に、外壁、屋根をふくことになっており
ます。屋根は水処理のために5%の勾配がついていますが、基本的には無落雪構造と
なっております。

以上、簡単ですが住宅の概要を説明いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） この契約議決の工事場所につきまして、番地がついておりま
せんけども、契約上はどうなるのかお伺いをしたいと思います。

もう1点、今建物の説明がございましたが、この立面図のトップライトにつきまし
て、なぜこれを設置したのかお伺いをしたいと思います。

それから、この建物は高齢者の入居を対象にしたと考えられますけども、給湯設備
についてはどうなるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） 工事の番地につきましては、旭町68番地17になりま
す。

それから、トップライトの設置理由ですけれども、トップライトについては、明り
取りという意味合いでつけております。普通の窓よりもトップライトのほうが数段明
り取りとしては有効だと。有効といいますか、より明りが取れるという意味合いから
もトップライト方式を採用いたしております。

それから給湯につきましては、壁掛け型の灯油ボイラーといいますか、それを計画
しております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） この工事場所につきまして説明がありましたけども、この議
案について、訂正をするのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、このトップライトにつきましては、法的に言うと、この居室面積の7分の1の採光面積があれば多分いいと思います。この間取りからするとトップライトの必要性について、採光上の問題でつけたのではないのではないかなと推察されますけれども、ただ、私ども心配するのは、ここにカーテン等設置することはできないので、ここで多分、就寝する場所にもなるので、当然、睡眠するときの環境が損なわれるのではないかと、そういうふうに感じられますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 先ほどの工事場所の番地についてでございますが、議案にありますとおり旭町という表記で、契約書上も旭町ということになってございまして、工事の名称、方法等、さらには金額について明記してございまして、番地については細かく求められるものではないということで、ここまでの表記としてございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） トップライトの明りの関係でございますけれども、図面の右下に断面図がついておりますけれども、ここにシャッターがついておりますので、明るさについては閉めることは可能だと。それと、法的にはクリアしているわけですが、トップライトをつけることによって、電気をつける経費を少しでも削減したいということで、このトップライトとつけると。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 契約の担当の主幹の説明では、番地は必要ないというふうに聞こえたわけでございますけれども、ここに契約議決の提案をする議案としては、番地を入れるのが望ましいのではないかと、そういうふうに感じられますので、その点について再度お聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいま議員おっしゃられるとおり番地を入れたほうが望ましいということのようでございます。次の議案並びに65号等、番地入っている部分、入っていない部分が実際ございます。今後は、入るものは極力入れるような形

で統一する方向で議案調整をしてまいりたいと思います。なお、本件につきましては、契約書にあわせた形の表記となっていることをご理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 1点だけお尋ねをしたいと思います。

住宅料の関係、多分1万円程度というふうなことを聞いたかなというふうに思っ
ているのですが、所管委員会が違いますし、住宅料、例えば旭町の立ち退きをス
ムースにというふうな趣旨はわかるのですが、現行では多分2,000円ぐら
いではないかなというふうに思うのですが、現入居者に話やなんかもされてい
ると思っ
ても、立ち退きやなんかのスムースに行くのかどうかと、現入居者の反応につ
いて伺いたい。住宅料の想定金額もありましたら、コンクリでなくても結構
ですので対比で説明をお願いしたい。

それと、全町民が対象になると思うのですが、原則的には旭町の方が優先だ
と思うのですが、そのほかで入居を希望される方がいる場合については、最
終的には選考になると思っ
ても、その辺の絡みはどういうふうになるのか伺いたい
というふうに思っ
ます。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） まず、入居者の反応といっ
ますか、その辺なの
ですが、住宅料そのものについては、まず、町営住宅でありますので町の町
営住宅に関する規則のほうで管理するようになります。そこにある住宅料は
1万5,000円が限度
になっていますので、まずはそこ
のところがあるかなというふうには考
えています。ただ、実際にどの程度
の住宅料になるのかというのは、今の
段階ではまだ積算をしておりませ
んので、限度は決まっ
ていますが、それ以降については
まだ決まっ
ていない
というか、今検討中だということ
でご理解をお願いしたいと思っ
ます。

ただ、いろんな面でも入所者については、3番目のことになるかと思
うのですが、予定といたしましては、まず最初に、旭町の建て替えになる
人たちが、まず優先
ということを考えています。続
いて、西町のほうも、もう既に老
朽化しています、あそこ

も建て替えの時期に来ているかと思いますが、次に、その人たちを優先させたいなどというふうに考えています。今旭町のほう 17 戸、それから西町のほうは 17 戸の入所者がおりまして、そのうちひとり暮らしの方が旭町で 15 戸、西町で 13 戸というふうになっています。30 人近い方がひとり暮らしで、しかも高齢の方が多いと。収入も低い方が多いということで、この方たちを、まず優先させるようにするということですので、当面は、一般の方の入居というのは、少し難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 63 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 64 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 64 号 契約の締結について、木造公共施設等整備工事を議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 64 号 契約の締結について内容のご説明を申し上げます。

先ほどの議案第 63 号同様、本契約につきましても予定価格 5,000 万円以上の工事請

負に該当しますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称は、木造公共施設等整備工事、工事の場所につきましては、津別町字大通でございます。整備工事を行おうとする施設は、(仮称)津別町多目的活動センターとして、この間、議会に対しまして、事業の概要並びに関連予算等について、ご協議申し上げてきた事業でもあります。平成21年度経済危機対策臨時交付金事業により建設用地の購入などを行い、北海道森林整備加速化・林業再生事業補助金などを活用し、今年度建設を行うものであります。この施設は、町民によるまちづくりのための活動を支援するとともに町民に交流の場を提供し、第5次総合計画に掲げる「田園工房のまち・つべつ」のまちづくりに寄与するために建設されるものであります。

工事概要ですが、別紙説明資料の4ページ、5ページに平面図、立面図を添付してありますので、そちらのほうを参照願いたいと思います。施設につきましては、木造平屋建て、延べ面積396.9平方メートル、まちづくりセンター施設としての事務所、インフォメーション、それと多目的施設としての研修室、多目的ホール並びに施設中央の多目的広場を備え、各スペースともバリアフリー構造となっております。なお、駐車スペースなどの外構工事につきましては、平成23年度に予定しているものでございます。

議案のほうにもどっていただきますが、3の契約の方法につきましては、4社による指名競争入札といたしまして、8月26日に執行いたしてございます。4の契約の金額は、1億80万円で内消費税及び地方消費税額は480万円でございます。5の契約の相手方は、網走郡津別町字共和51番地2、株式会社清水建設代表取締役、清水靖則と契約を行おうとするものでございます。なお、工期につきましては、平成23年3月25日までとなっております。

以上、契約の締結につきましてご説明申し上げましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 企画財政課長。

○企画財政課長(斉藤善己君) では、私のほうから議案第64号の説明資料に添って

若干説明をしたいと思います。

では、平面図を見ていただきたいと思います。これにつきましては、議会の総務、産業福祉、両委員会にお示しし、その後、実施計画確定までに、特に、一部変更となった箇所について、ご説明を申し上げたいと思います。基本的には、平面図の中の各室、ホール、コーナーなど、大きくは変更しておりませんが、図面の左上の自販機、多目的便所の箇所については、変更前は外物置としていたものを、このように変更をしたものでございます。

次に、多目的ホール、ちょうど右側の真ん中ぐらいの、多目的ホールの右下に変更前は収納庫としておりましたけれども、保健所の指導によりまして、収納庫の一つを手洗い場という形にしたものであります。

次に、図面左下、カフェテリアというのがございます。これは、変更前は屋根がありませんでしたが、屋根を設けることといたしました。

また、スロープにつきましては、この実施設計でいきますと、5メートル40の長さに対しまして、18分の1の勾配として最大高さ30センチ程度といたしまして計画をしているものであります。

また、トイレの壁側に手すりを設けまして、このトイレの入り口、この入り口のみを自動ドアとさせていただきます。

なお、この平面図には記載しておりませんが、主暖房である土壌蓄熱式床暖房におけるキューピクルにつきましては、この平面図の右上の研修室の外に設置することになります。

延べ床面積は、変更前、外物置が自販機、多目的便所、下床延べ床面積といたしましたので、当初お示ししました390.36平方メートルが6.54平方メートルの増となりまして、396.90平方メートルとなったところでございます。

以上、ご説明をしましたが、次の立面図については、特に、この木造の施設でございまして、補助要件といたしまして99.5立方の、特に地元材を活用するというようなことから、外壁等につきましては、ここの使用のとおり外壁、木をふんだんに入れまして、また、屋根等についてはガルマニウム鋼板等々を行いまして施行するものでありますので、よろしくご承認をいただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 63号の議案でも質問したわけですが、工事の場所については、これは番地なしで契約するのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、6月の補正予算のときに、この整備工事の事業費について1億521万の予算を計上しておりますが、今回の契約は1億80万ということで、予定価格についてまずお伺いをしたいと、そういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 先ほど議案63号と同様な形で地番が入ってございませんが、この建設用地につきましては、参考までに大通りの7筆、大通り7番地から始まりまして、7筆が敷地として供されてございます。その中の一部として建設がされるものでございます。先ほど同様、仮契約が大通りとなつてございまして、それにあわせた形で、本議案、大通りとさせていただきます。

それと、予定価格ですが、予定価格につきましては、1億7万5,000円、落札率として95.9%ということになってございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 前議案と同じように、工事場所については番地がつかないと。番地の数が多いという理由だというふうにちょっとお聞きしたわけですが、いわゆる公的施設をこういう重要な契約をする場合には、この地番については明記すべきではないかなというふうに考えております。

それと、この予定価格はお聞きしたわけですが、当初、補正予算を組んだときと比較して下がったわけですが、なぜ、こういうふうに価格が積算した補正予算時と今回の執行に当たつての下がった理由について、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 番地の件についてご答弁申し上げます。先ほども申し上げましたが、今後できる限り番地のほう表記するような形で、今回は複数の土地の

地番になりますが、それもあわせて今後、例えば何番地ほか何筆という形なり、今後、表記するような形で統一していくよう臨みたいと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 10 時 52 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 先ほどお尋ねのありました予定価格と予算額の差の関係です。予算につきましては、概略設計の段階での計上ということになるのですが、今回、事業発注に当たりまして詳細設計をくぐりまして、その詳細設計に基づきまして額が若干落ちたということでございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 答えのほうは、当然、詳細設計して積算したら当然違いは出るだろうと思えますけれども、先ほど主幹のほうから予定価格 1 億 7 万 5,000 円と聞いていたのですが、それちょっと間違えないのかどうかちょっと再度確認したいのと、この予定価格は消費税込みでない予定価格で申されたのかどうかお伺いしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 54 分

再開 午前 10 時 57 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） 先ほどお尋ねのありました予定価格の関係でございます。予定価格につきましては、1億7万5,000円、先ほどの答弁のとおり間違いございません。この価格につきましては、消費税は含まない額ということになってございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） これについても1点だけお尋ねをしたいと思います。町民の方から運営に見通しをよく聞かれるのですが、今回の資料関係でも、運営協議会で詰めている最中だと思うのですが、まだ提示がないというふうなことで、目下の現況で、毎年の町費負担が大体概算でどのくらいを目算しているのか聞きたいことと。もう一つは、後年度過重負担になっていかないのかどうかと。それと主な利用団体がどこまで詰まっているのか、この3点についてだけお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） まず、今谷川議員さんのほうからご質問があったことについて、今回の行政報告の中でも7月12日にまちづくりセンター運営協議会が立ち上がって、12人の委員さんで今、勢力的に議論をしているところでございます。先般、8月の19日も第2回目の会議を開きまして、第3回目を9月7日に開催する予定になってございます。その中の議論の内容について、若干お知らせをしたいと思いますけれども、一つには、運営協議会の規約をまず確認をいたしまして、そして、特に、このまちづくりセンター運営協議会の役割を明示したものとして、皆さんで確認をとっているところでございます。それから、会長、副会長、事務局という格好の中で選出をいたしまして、それ以外に今後の専従職員の配置の問題についても一定議論を進めております。それから、当然ながら一つの公共施設という設置になりますので、設置条例の内容ですとか、あるいは、当然、使用料の問題含めて、今方向性として議論を進めているところでございます。

それと、先ほど平面図でも説明しましたように、各コーナーの利用、それから運営に関する今回の12名の委員さんの、特に、団体でいきますと商工会関係、農協関係、林協関係、つべつべGROWの団体、社会福祉協議会、自治会連合会、そういった団

体の方と、それと識見を有する人を選定いたしまして12名という内容になっているところでございます。それと各団体、もしか各団体が主体的になって、特に、まちづくりセンター運営協議会が主管主催によるイベントといったものについて、どういうふうな、特に、短期的にあるいは今後、年次に進めていくイベントについても議論を進めているところでございます。それと、当然ながら皆さんに親しまれる、町民の皆さんに親しまれる施設とするべく、施設の名称についての取り扱いについても、方向性として議論を進めているところでございます。

もっと詳細に言いますと、例えばトイレに関して、これは果たして時間制限をする必要があるのかどうなのかという問題も一つございます。それから、事務室に関して、あるいは町内外の情報発信をする一つの基地としてのインフォメーションに関する部分、研修室に関する部分、イベントホールに関する部分、遊び場に関する部分、ミニショップに関する部分、カフェコーナーに関する部分、多目的広場に関する部分、駐車場スペースに関する部分、イベントの概要、こういったことの大枠、この部分について、今势力的に進めさせていただいているところでございます。

9月の7日の運営協議会の中では、一定方向性をまとめて行く考え方に立っておりまして、9月の所管の委員会の中では、一定程度の方向性といいますか、骨格がお示しできることとなるのかなということで今考えてございます。よって、そういう議論経過でございますので、特に、町費負担の問題、前にお示しした施設の維持管理費、人件費を除いて維持管理の部分についてお示しをしているところでございますけれども、それ以外の専従配置の職員の問題等、これもクリアしなければならない問題でありますので、そういうふうに考えますと今段階で、今谷川議員さんがご質問のあった部分については、もうちょっと時間を貸していただきたいというのが1点でございます。

それに伴って、当然、後年度負担という財政推計といったものが必要になってきますので、そこら辺の部分についても、一定程度の短期的、あるいは中期的な、これはもう非常に息の長い、町民が主役の拠点施設というふうに考えますと、これは息の長い一つの取り組みでございますので、そこら辺の部分を含めて後年度負担の問題、それからどういう利用形態、これはいろいろとさまざまな議論がございます。例えばト

イレにしても、確かに24時間開設することはできますけれども、例えば、協議会運営委員のご意見といたしましては、やっぱり犯罪等を防止するという観点の中から、一定程度時間制限をすべきではないかというようなご意見もあったり、例えば先ほど言いましたように、各団体のほうから、この施設を利用する一つのいろいろとアンケートといいますか考え方をいただいておりますので、そこら辺の部分を含めてまとめ上げながら、今後、所管の委員会の中にお知らせをしていきたいというふうに思いますので、まだちょっと時間を貸していただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○2番（谷川忠雄君） 大体お答えをいただきましたので、9月の委員会ぐらいまでは、もうちょっと待とうかなというふうには思うのですが、ちょっと指摘なのですけども、これだけ重要な施設を建設するのに、やっぱり町サイドでも目算として利用経費の概算だとか、利用計画の骨格ぐらいはつくってから議会に本来提案するのが先ではないかなというふうに今でもしみじみ思っているのですけども、その辺は今後のこういうふうな類似施設がある場合は、十分留意をしながらやってもらいたいなというふうなことだけ、とりあえず申し上げて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 谷川議員さんのご意見については、ごもっともだというふうに考えておまして、当然ながら今後第5次総合計画にいろんな事業が掲載をされてございますけれども、そういった事業を実施するにあたって、そういったところを十分にご意見を尊重しながら今後進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬行進君） 今回のこの施設の契約のことにしましては、私も所管の委員会で説明を受けており、この契約については、私は何ら異論は持っておりませんが、今谷川議員からの運営の関係についての今後の見通しについてお話がありましたけど、こういう機会ですからちょっと町長に伺っておきたいのですけど、この建物自体は前から私何回か言っていますけど、町民の先ほどの説明では、拠点の施設として

息の長い町民の交流だとか、研修の施設としてやっていきたいということでもありますけど、たまたま議会のない夏休み中に、町民の人と触れ合う機会もありましたけど、正直言って、この施設の関係については町民の人たちの反応を聞きますとまちまちでございまして、ある人たちにしてみれば、あの大通りの活性化のためにできることはいいことだと。しかし、この建物自体の中身についてだとか、運営だとか、日常の活用度だとか、一体全体どういうふうに建物が運営されていくのかという、町民のそういう声は、私はたまたま伺う機会がありました。私もとっかかりの関係については、町民の人に理解を得るために、こういうことであの用地を買って、今回、これだけの建物を建てることになったいきさつについては、るる会う人には説明をしますが、どうも町のそういう勢いというのですか、町民に対するそういうものが行き届いていないのです。町長もたまたま機会のあるごとにそういうことも町民の方たちには説明をしたり、こういう建物を建てるということは話しているようですけど、私は、こういう今言った、これから維持管理、また、専従職員を置いてやっていく以上は、やっぱりこの建物が長年にわたって活用、建ててよかったという悔いのない建物にしていかなきゃならない、それが私たち議会に課せられた、これが一番大事な建物の目的でないかと思えますから、我々も議会で議決する以上は、町民にそういうことは心配ないよということで、白馬さんたち議会出て、そういうものを建てて、本当にずっと長年町民のために活用されるべき施設として、あなたたちそれだけの責任を持ってやるのでしょと言うから、これは理事者の説明を聞いて信頼を受けている以上は、我々も理事者とともにやっぱりそういうことは間違いなくやっていきますから、ただ建物を建ててしまって、森の健康館みたいなことに決してならないようにしていかなきゃならないということは私も思っていますから、町民に言っています。そういう意味におきましては、せっかくの建物ですから、運営協議会 12 人の運営委員もありますけど、もう少し私は広く住民の意見をとれというのではなくて、この活用を運営委員会だけにゆだねて、そして結果的にこうなっていくのだというのではなくて、やはり町長も自分で、私はあの建物をこういうふうにしていきたいというぐらいのものを持った説明をしたり、町民にアピールをして、この建物がこれだけのお金をかけることに悔いのないことを、もう少し町長自身も発信してほしい、私は。それでなかったら町民の

人たちも、どうも私たち議会に対しても、何をあんなに決めているのよってということが、結構反対者のほうから多く聞かされます。もちろん賛成も多いですよ。ですから、そういうことは、リーダーの町長がもう少しこの建物がどういうものに利用されて、どういう町民のための息の長い建物になっていくかということ、きちっとやり機会あるごとに町民に説明してもらわなかったら、我々もこれだけの説明を受けながら、委員会でやってきたことに対しては、私はある程度理解していますけど、どうもちまたでは反対の意見も多いようでございます。そういう中でこういうものを決めていくということは、今後において私も少し心配な部分もありますので、その点、町長のご意見を聞いておきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

白馬議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 先ほど谷川議員さんの答弁の中に、団体名について一部報告漏れがございましたので、その部分についてちょっとお話をしたいと思えます。運営協議会の委員の団体名先ほどお知らせしましたけども、そのほかにベジタブル 240 の団体の方、観光協会の団体の方、グリーンツーリズム推進協議会の団体の方が報告として漏れておりましたので、まことに申し訳ございませんけれども、そんなことでよろしく願いたしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、白馬議員さんのご質問にお答えしたいというふうに思えます。まず、この公共施設、新たにつくる施設なのですけれども、これはまず大原則として、総合計画の中の中核をなす部分だということが一つだというふうに思っています。これまでに何度もご説明してまいりましたけれども、この施設はまちづ

くりセンター、名称は別の後ほど多分公募をしたりとか、きれいな名前がついてくるのではないかというふうに期待はしているところですが、その機能としては、まちづくりセンターとしての役目を持っていくというふうに考えております。入札の名称、多目的ということになっておりますけれども、この多目的、まさしく多目的ということで、いろんな目的がこの建物の中に組み込まれているというふうな認識をとっているわけです。

例えば、一つには今議論がどうも賑わいの部分というのですか、大通りの活性化、あるいは中心街活性化というようなことがよく話されるわけですが、それも目的の一つの中に入っているわけです。それ以外にも、まちづくりセンターの五つの項目はもうあえて言うまでもなく、何度も書いてありますので御承知かと思っておりますけれども、その五つの中の一番最後に、総合計画をチェックするところという場所、そこも、このまちづくりセンターとして位置づけられてきたところですが、この多目的センターは、この町に足りない部分、あるいはかつてはあったけれども失っていった、なくなっていった部分とか、そういうものをもう一度この中で再現していくというようなこと。それから、ない部分を発信させていくというようなことがあります。

総合計画のメインテーマに皆さんも御承知の「町は舞台、町民が主役」というふうに話しています。これまで行政が計画をつくって、たたき台として出して、それが若干たたかれて、そして委員の皆さんだとか、そういう方にたたかれて承認されて成っていくというパターンでこれまできたわけですが、何とか時間はかかっても町の人たち自らが、何とか考えてもらえないだろうか。これは、今までそういうやりとりをしてこなかったものですから時間が非常にかかるし、そこまで考えが及ばないとか、いろいろこれまでの中にあつたわけですが、ここはやっぱり我慢のしどころだというふうに考えていますし、そういった中で、今12人の方がいろいろ進められています。そういうことに町としてバックアップをしていくし、必要な書類と情報等も調べて渡していくということだと思っております。実際にできれば、今度やっていくうちにさまざまな矛盾だとか、あるいは不足している部分、これはここまでしなくてもいいのじゃないかだとか、いろんなことが出てくるかと思っておりますけれども、それはそ

の協議会の中で、あるいは活用される方たちがフレキシブルに、いろんな議論をしながら改善していけばいいのじゃないのかなというふうに考えているところです。

ですから、まさにある意味では雇用の場も確保しなくてはなりませんので、そういった雇用の問題もこの中には入っています。例えば、プールのように単体の施設というものではありませんので、そこに町が活性化するために町民の方たちに用意をした、提供する施設だというふうに考えていただきたいと思いますし、これから、また毎年行っていますまちづくり懇談会も始める予定でございます。そういった中で、今回は、町の今の財政状況というか懐ぐあい、そういったことも認識してお知らせするという必要だというふうに思いますし、それから、この総合計画の中の今議論の中にあります、まちづくりセンター、これも、その中核をなしていますので、今のようなことを町民の皆さんにお話をしていくと。それから、町民の皆さんが求めている行政サービスというのはどういうものなのかということも聞いていきたいなというふうに思いますし、それは求められたことが全部なし得るかということ、それは財源の問題もありますので、それを一たんやるとすれば、それは恒久的にしなくちゃならないことだと思いますし、例えば、今年から小学生から中学生まで医療費の無料化を行いましたけれども、これも、ただ私の任期中にだけやるということにはなりませんので、恒久的にずっと続くためには、その財源を確保しておかなくてはなりませんので、例えばですけれども、そういった新たな町民の皆さんのほうからサービスの要望等々が出てくれば、いらなくなったサービスもないのかどうなのかということも含めて、また、まちづくり懇談会、私自身も楽しみにしておりますので、そういう中で今言った白馬議員さんがおっしゃったこの木造施設の部分についてもお伝えをしながら、そして町民の皆さんも思っている思いを、そこでまた議論して理解を深めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 何回か町長にもこういう質問をした経過があり、今日もこの機会に町長さんに再度認識度を高める答えをいただきましたし、私もこの施設においては、多目的というか町民の人たちが日常大いに賑わってもらえるような活用度を高めれば、この建物自体の建てた価値は十分に出てくると思って、そのことに期待して

おります。

それで、町長も懇談会だとか、いろんな触れ合いのときにこういう説明されていることは聞いておりますけど、やはり今町の中冷え込んでいますし、イメージとしては本当に人もどんどん、どんどん移転して、人口も減って行って、何か商店街を見たって人は歩かなくなったし、あの大通りを見たからとといったって、歩道を一つ見ても、ああいう形になっていますから、いろんな面で求められるものがありますけど、あそこにあれだけの今度建物が建ちますと、やはりそこを拠点として大いに活用されるには、私は運営委員会の各団体の考え方はありますけど、町長自身も、例えば美幌のしゃきつとプラザなんかを見ますと、いろいろなものに取り組んでいるわけですね。ボーリング場の跡地もありましたときにも、なんでああいうものを放置しておくのだと。ああいうものを利用すればいいじゃないですかとか。まだいろんなものが今空き家になってあいてくる施設が出てくるときに、本当に必要だったらそういうものも再利用すれば改めてこういう拠点施設を建てなくたっていいのじゃないかという、そういうきつい意見も私は伺っております。今町長が言ったとおり総合計画の発信地点にもなるからということで私も説明をし、了解を得ているところもたくさんありますけど、やはり親子だとか、家族連れだとか、それから年寄りが行って、例えば健康の増進だとか、今度イベント広場もありますから、そういう一つの各団体の研修じゃなくて、ものの考え方によってはいろいろな活用が私はあると思うのです。そこを町長が引っ張って行ってくれなかったら、ただ団体にゆだねるのであったら、どうしても考えが研修だとか、団体の範囲に固まってしまいます。

ですから、ああいう建物をもしここに建てるのだったら、いろんな面であそこが人が出入りできるような活動度合いを、やはり理事者だとかそういうもので考えて、もう少しそこに知恵を働かしていただければ、私は町長が自信を持って建てたいのであったら大いに私どもも応援していきたいです。そこが町長のリーダーとしてまだ見えてこない、言っていることはもっともなことですけど、そこを引っ張っていくような何か建物に対しても皆さんに対する発信が足りないから町民の人たちは、アンテナショップができるのか、道の駅ができるのか、どういうものができるのかということで皆さんが私たちにも聞かれるから、そこをきちっと町民の人たちに、やっぱり町民が

大いにいろんな層で活用できるようなことで私はやってもらいたいということで、今再三、町長にそういうことを求めているわけですから、今後においても運営委員会にゆだねるかと思えますけど、どうか広い意味で活用されることを、私は大いにこれから審議していく中にもとらえていってほしいし、ものを考えれば、これだけ人が歩かなくなってくると、あの大通りに人が集まってくるとなると、私はいろんな知恵であそこに人を寄せるものが出てくるのではないかと思います。ですから、ぜひそういうことも参考にしながら、ひとつ期待をしていますので、その辺そういうことも考えられるのかどうかを、もう一度答弁をいただきまして終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今協議会の中で、1回目の協議会は私も参加させてもらったのですが、こここのところの入り方というのもいろいろあると思います。私のほうから先ほど言いましたように、舞台と主役との関係、できるだけそういう人たちが自ら考えていただくと、非常になんというか、あとあと活性化につながっていくのじゃないかなと。いろんな思いがありますけれども、例えばこんなもの、あんなものという、そんなにずれてないなという感覚を持っています。そこまで全部できるかどうかというのは、これから具体的に詰めなくちゃならないことがあるかと思えますけれども、夢が詰め込みすぎる部分も若干あるかなと、そこまでは無理なのかなという部分もありますけれども、でも、できないというふうに思ったら、あとこっちのほうで止まってしまいますので、それはやってみて、何が無理でどうしてだというようなことで、じゃあ、ほかに考えられることはないかということが、要はキャッチボールをしながら進めていきたいなというふうに思っているところです。多分、楽しい施設になっていくのだろうというふうに思いますし、ご要望の中で聞こえない部分とかたくさんあると思います。例えば若いお母さんたちがもっとこんなふうな利用ができたかなとか、いろんなことが多分出てくるかと思えますけれども、そういうものを組み込んでいくということで、自分の意見が通じていったという達成感みたいなものも用意していくべきじゃないかなというふうに思いますので、今の時点では協議会が今進めている、考えられている幾つかのこのアイデアというのは、そんなに僕が考えていることとかけ離れているということではありませぬので、今度、9月の次の次の週に

なりますか、委員会も開催されると思いますので、そういったところで、また時間をとりながらお話をさせていただきたいなというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 運営委員会の12人のことなのですが、前に委員会のときにもお話したように、町長の最後のほうにも若いお母さん方のという話もあったように、メンバーの構成は、今まで町がいろんな委員会をつくるたびに必ず商工会、農協とか、そういうふうに言っているところから、新しくは、つべつべGROWとかが入っていたかなというふうに思うのですが、やっぱり世代で考え方が随分違っているということが一つと、ここの利用も、例えば30歳だったらここのところ、イベントこんなふうをしたいとか、40だったら、50だったらとか、いろんなことがあるんじゃないかというふうに思います。それで、聞き過ぎるとなかなか難しいということもあるかもしれないのですが、町民が主役であれば、私はここの12人の運営委員の方の考え方というか、いろいろアンケートもされているようなのですが、そういうことはベースにして、やっぱり個々の人の意見をどこかで酌み取るというか、例えば、みんなが会うようなところに、今度こういうものができるので、ここはどんなふうな活用の方法があるでしょうかみたいなのを小学生に聞いてみるとか、これから成人になる高校生に聞いてみるとか、そういうことによって、大人が気づかなかったここの利用の方法というのが出てくるんじゃないかというふうに私は考えています。

それともう一つは、進行状況なんかも議員であるがために聞かれます。運営委員会ってどういうところで、どんなふうに行っているのっていっても、現状は今わかりましたけど、こういうふうにするってことはわかるのですが、動き出すまでに議会の開催とか委員会に時間がたってしまうと、なかなかどんなメンバーで、どんなことまで、どんなふうに行っているのか。たまたま商工会女性部のところにもアンケートが来ていて、えー、そういうアンケート、じゃあどこから出ているのかもわからなかったんで、結構具体的にいろんなことを聞いているみたいなのです。それは私たちの勉強不足もあるかもしれないのですが、議員ってやっぱり役場の人と同じ目的に

向かって進んでいるのじゃないかというふうに思われたときに、情報がちょっと少ないと町民からの信頼というか、そういうようなものにも不足してくるので、すべてそのものを逐一報告ということではないにしても、大事なところはきちっと情報を提供してほしい。

それと、ちょっと重複しますけども、いろんな世代の人、町民が主役であればあるほど、そういう声が今何でもネットでいうのもありますけど、そういうのもあるし、パブリックコメントというのもあります。ネットがパソコンじゃなければできないということがあれば、いろんな会場、子どもたちが出会う、大人が集まるようなところに目安箱みたいなものを置いて、この建物を皆さんが使うのだったらどんなふうにしたらいいでしょうかみたいなものもあわせてであると、本当に自分の意見がこの建物の中にある、人口もどんどん減ってきて3,000人とか4,000人とかになるかもしれないですけども、そのときに10年たったときに、私たちが思ったこういうところがこの一角にあるのだというのも、ここに定住していくというか、引き続いて津別に住んでいこうというような力にもなるかもしれないので、その辺のところを加味していただきたいなと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 大きく2点ほどだというふうに思いますけれども、いかに年代各層の意見をこのまちづくりセンター運営協議会、特に、この拠点施設を活用するに当たって意見集約を図るのかという問題と、それに伴って当然、意見集約を図るわけですから、いかにその情報発信を的確に発信をするかという2点の考え方というふうに思います。これについては、運営協議会の中でも、今後町民に向けた、例えばチラシの配布ですとか、そういった情報発信に努めていきたいと思いますという確認をとっておりますので、今篠原議員さんのほうからございました内容について、具体的にそういった部分に作業として進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

町長。

○町長（佐藤多一君） 今の関係で一言だけあれなのですけども、今篠原議員さんおっしゃったことはもっともなお話だと思っています。それをそういう意見集約等々を町がやるのか、そういう協議会の人たちがやるのかということで、また進め方が大分変わってくるのかなということで、先ほど白馬議員さんにもお答えしましたように、何とかこれから住民の方たちが主役となってやるというスタンスになれば、その協議会の中で、そしてこの協議会自身が12人ではとても人が少ないだとか、もっと部会をつくらないとだとか、そういうことが意見として出てきて充実されていくのではないかなというふうに思いますので、そこのところを先ほど町としても少し我慢という表現がいいのかどうかわかりませんが、見ながら、決して離れているということではないのですけれども、微妙なスタンスになってきますけれども、新しい取り組みなものですから、様子等々見ながら適切な力添えとかヘルプといいますか、そういうことはしっかりやっていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 大体わかったのですけども、やっぱり私もこの運営にかかわりたいなと思っている人もいたみたいな気がするので、行政がいつもやっているような各種団体に推薦してもらって呼ぶのではなくて、これだけ具体的になったらこの部分の運営とか、経営みたいなノウハウを持っているのでぜひ参加したいというような人を、限定せず、いろんなことでふやしていくということも可能だ、みたいな話があったので、ぜひそういうようなことを広げてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まさしく、やっぱり一緒にやってみたいという人も私も聞いています。ですから、そういう人たちも子どもも含めているものですから、そういうことを組み入れる必要があるなというふうに思っています。実は、この12名の中で町長が認めるものというのもあったものですから、私としては12名程度ということでしたので、ぜひ町長が認めるものとして入れてもらいたいというふうに担当のほうに言ったのは銀行です。支店長に入ってもらいたいと。経営感覚というのもやっぱりその中で話してもらいたいというのが一つと、それから、たまたまこういう町にそういう

デザインだとか地域デザイン、あるいはそういうものを七年間勉強した人材がこの町にいるということもあります。これは放っておく手はないなというふうに思いまして、そのお二方については、ぜひ入れて12人の中で活発な議論のメンバーになるようお願いしてもらいたいということで、2名については私のほうから希望したということで申し添えておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） いろいろ議論をいただいたところなのですが、反対の立場から理由を述べさせていただきたいと思います。

本案件につきましては、契約の締結に関するものでございます。この議決につきましては、契約書そのものの議決するのではなく、議決を得るべきいわゆる最小限の内容を議決するものであります。この中には契約の目的、方法、金額、相手などがございます。これを議決するに当たって、この重要な事項であることにつきまして、幾つか述べたいというふうに思います。

この事業につきましては、将来にわたり総合計画でうたっておりますので、非常に重要な施設だというふうにスタート時点から申されておりますが、将来にわたって、いわゆる維持管理するものから、いろんな問題があるというふうに考えられるところでは。この整備計画について、いろいろ確認をしてみましたけれども、明確な回答が得られないままに、今回発注、執行しようということでございます。この計画につきまして町長は、この計画に着工する前に政策の形成、説明が非常に大事だと思います。ですから、今日みたいな意見がいろいろ出るというふうに考えられるところでは。

総合計画で突然生まれたような感じでこのセンター構想が出たわけでございますが、総合計画のメンバー50人の中でも首をかしげる方もスタートの時点、私どもも申し上

げましたが、おられるのは事実でございます。この経過について、利用と効果について、やはり町はきちっと住民に向けて説明責任を果たすべきではないかと、そういうふうと考えられるところです。この施設は、当然30年、50年というレベルで町のセンターとして維持管理していくものでございますから、当然、この維持管理費含めて経済効果、それから、それに対する維持管理費、これにつきまして重要な要素であるというふうと考えられております。当然、維持管理費、明確に答えられておりませんが、将来に亘って住民の皆さんが負担をするというものでございます。そういうものでありながら明確に説明がなされておられませんし、当然、会計の中で決まった財源の中で執行するわけですから、この新たに施設をつくることによって、どこかを削っていかなきゃならないということが発生するのではないかとすることは、当然住民にそういうものについて、削られた部分については、住民の部分について、生活に支障をきたす部分があるのではないかとというふうと考えられるところです。

いわゆる運営方針が、協議会のほうに全く丸投げの形でご説明されておりますけども、公の施設という立場からすると町の責任含めて、これはきちっと明確にして条例を設置して、運営協議会をきちっとすべきじゃないかと、そうしないと以前の説明では、町長と準備委員会の会長さんの連名で委員を委嘱したというように聞いておりますけども、それも全く事務手続き上不自然な形であり、それが単なる協議のされたものについては認知できるのかどうか、というところに疑問が残るのではないかとというふうと考えられます。

こういういろんな問題、やはり先ほどから申したとおり、きちっとした情報提供を住民に示しながら議会の理解を得るということは、当然だというふうと考えているところです。いわゆる、つくってから考えるという何回も説明されておりますけども、こういう建物は、できてからでは遅いというふうと考えられます。住民の人が広く使うというものからすると、そういう懸念をされるところです。議決責任のある議会の立場として述べた次第でございます。

そういうことで、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに討論ございませんか。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 私の言いたいことは、大方山内議員が言ってくれましたが、私はこのまちづくりセンターが遡上に登ってきた当初から、新たな町民の負担の伴うような新たな建物は建てるべきではないという考えを持ってきました。しかし、話はずっと、とんとんと進んできまして、このような事態になっているわけですが、私は人口減、9月の広報でも人口減と高齢化率が36.87%、2,139人の65歳以上の方がいらっしやると。6,000人を切った中で、このような高い高齢化率を示している中で、一つ懸念があるのは、町民が主役ということは、私は言葉の上では賛成なのですが、これが今後5年、10年たったときに若い人たちがどれぐらい、お年寄りで元気な人も参加していけるのでしょうか、今の運営協議会の人たちが数名でも入れ替わったときに、この責任とか、やる気とかというものが、薄れていくのではないかなというふうに、過去の乏しい経験の中からも容易に推察できるのですが、この一つ担い手が続いていくのかということ、非常に不安が私はあると思っています。

それから、先ほど山内議員も言いましたが、管理運営費は、当初から図面が出る前から、それもつけて説明をしてほしいというふうに何回も言ってきましたけれども、その後で町長は、専従の職員は1人でも足りないので2人ぐらい雇いたいかななんて話をおっしゃっていると。これらを含めて、町が今後、負担していくということになるこの管理運営費、人件費、これをどこから削っていくのか。不景気の中で今町税も増収も見込めない。そして、一般町民も非常に懐が冷え込んでいる。こういう中で、まちづくりセンターができたからといって何というのでしょうか、ぱっと明るい気持ちになる人が何人いらっしやるのかなというふうに想像するところです。

私は、本来、町の一般会計並びに特別会計は、町民の安全とか、福祉の向上に第一義的に使われるべきものだというふうにおさえておりますので、これで毎年1,000万円以上のお金を、こういうものを削りながらやっていくのであれば、これは、町民は喜ぶのかなと。

それと、町民が主役と言っていますけれども、谷川議員も再三町民説明会を開けと何度も言ってきましたけれども、いまだにそういう傾向もなく、町民の皆さんが、さっき白馬さんもおっしゃいましたけれども、理解が深まっているというような状況ではありません。町民の理解もない、納得のいかないまま、こうやってスタートしてし

もうということにも、議会としての責任もあるのではないかというふうに思いますので、私も、この問題には反対させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに討論ありませんか。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） 討論というふうになるかどうか、ちょっとわかりませんが、山内議員、茂呂竹議員からそれぞれお話がありました。今日の議決につきましては、この契約がいいのか悪いのかということなのですが、本来であれば6月の議会のときに、こういう話が出てくるのが本来だったのかなというふうに思うのです。私の考え方が間違っているのかどうかちょっとわかりませんが、この予算については、6月の議会のときに確かに多数決ではありましたけれども、賛成多数で可決をされて通ってきています。その結果、きっと議長名で理事者側に結果が送付されているのだろうというふうに思うのですけれども、確かに心配されていることもわからないわけじゃないですし、当初、僕も言ってきたことはあるかと思うのですけれども、運営協議会を早くつくって、なるべく早い時期から中身について詰めてきたほうがいいという話をしてきたのですが、なかなか結局できないで7月になったわけですが、まちづくりセンター、確かに総合計画の中の、逆に言えばスタート時点は先取りだったのかなというふうに思います。けれども、まちづくりセンターを核にして、津別町の一つの町民の集まれる場所になれることを期待をしている一人でありますけれども、そんな意味を込めまして、本来この議決することは契約の締結ですので、あえて私は反対をするつもりもありませんし、ちょっとその辺をきちっともうちょっと考えて議決する判断をしなくちゃいけないのかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

異議ありませんか。

山内彬君。

○8番（山内 彬君） これだけ議論をしたわけですが、記名投票で採決を求めます。

（「賛成」との声あり）

○議長（鹿中順一君） 会議規則第82条第1項の規定により、2人以上を必要といたします。

よって、異議ある諸君の起立を求めます。

（異議あるもの起立）

○議長（鹿中順一君） はい、よろしいです。

起立2名以上であり、異議の申し立ては成立しました。

よって、議案第64号については記名投票をもって採決します。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場出入口閉鎖）

○議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員数は9人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、乃村吉春君及び2番、谷川忠雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（鹿中順一君） 念のために申し上げます。

本案に賛成の方は左側の枠の中に賛成と、反対の方は反対と記載し、右側に自己の氏名をあわせて記載願います。また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（鹿中順一君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（長良英俊君） 1番、乃村議員。2番、谷川議員。3番、茂呂竹議員。4番、村田議員。5番、鳥本議員。6番、白馬議員。7番、藤原議員。8番、山内議員。9番、篠原議員。

○議長（鹿中順一君） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

乃村吉春君及び谷川忠雄君、開票の立会をお願いいたします。

（開票）

（立会人の立会い）

（議長の点検）

○議長（鹿中順一君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成6票、反対3票。以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

「賛成 乃村吉春議員、村田政義議員、鳥本英樹議員、白馬康進議員、藤原英男議員、篠原眞稚子議員」

「反対 谷川忠雄議員、茂呂竹裕子議員、山内彬議員」

議場の出入り口を開きます。

（出入り口開放）

◎議案第65号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第65号 協定の締結について、津別町営住宅まちなか団地（I工区）買取事業を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（上野安男君） ただいま上程となりました議案第 65 号 協定の締結についてご説明申し上げます。

本年度より買い取り事業により取得します津別町営住宅まちなか団地（Ⅰ工区）買取事業に関する協定を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

協定の内容ですが、事業の名称、平成 22 年度～平成 23 年度津別町営住宅まちなか団地（Ⅰ工区）買取事業であります。事業の場所でございます。津別町字旭町 11 番地 1。契約の方法、随意契約。協定の金額 1 億 9,976 万円でございます。うち消費税及び地方消費税 947 万 138 円でございます。買取戸数 18 戸。契約の相手方、代表企業、網走郡津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社代表取締役、蓮井和一と協定を締結するものであります。

議案第 65 号説明資料をごらんいただきたいと思っております。公営住宅の買取事業につきましては、平成 8 年の公営住宅法の改正によりまして、従来建設に限られておりました公営住宅につきましては、買い取りや借り上げも公営住宅の建設等に含まれることとなり、平成 21 年 3 月に策定されました津別町住生活基本計画においても、民活型手法導入の可能性について検討され、平成 21 年度からこの買取事業について準備を進めてまいりました。買取事業ですが、民間の事業者については公募型プロポーザル方式を採用し、提案のあったものから最優秀提案者として選定をいたしましたところでございます。

応募者の構成要件としまして、買取公営住宅を建設することができる企画力、技術力及び経営能力を有する企業又は企業などで構成されるグループとして構成には設計管理、工事管理、建設に当たるものが含まれ、津別町に本店又は本社を有する企業であること。設計工事管理に関する構成につきましては、道内に本支店、本社を有する企業を応募者の構成要件としたところでございます。また、建設に関する資格要件及び設計、工事管理に関する資格要件を付して募集を行ったところでございます。事業

者への募集要項を説明し、設計計画、要求水準、北海道ユニバーサル基準によるものとして提案を受け付けたところでございます。

また、審査の基準でございますけども、これにつきましても事前に応募の事業者へに通知をしたところでございます。説明につきましては、昨年 11 月 24 日に 6 グループの説明をしたところでございますけども、最終の提案は 2 つのグループとなり、提案に係るヒヤリングを 3 月 16 日に実施いたしまして、同日、優先交渉権を決定しまして、3 月 19 日に事業者へに通知をしたところでございます。審査に当たりましては、アドバイザーとして網走土木現業所、建設指導課主幹も参加をいただきました。

基本協定につきましては、協定の締結に向けて当方の義務を定めるとともに、本事業の円滑な事業実施に双方の協力、諸手続きについて定め、3 月 23 日に締結したところでございます。代表グループは、先ほど申し上げました津別建設株式会社でございます。なお、設計管理として参画している企業は、札幌市にあります株式会社そうけん社及び札幌に支店がございます協立建築設計事務所でございます。3 月 23 日締結後実施に当たりまして単独設計の事前協議、技術審査、建築確認申請などの事務を進めまして、買取金額を定め、8 月 27 日に協定の仮協定を締結したところでございます。今回、本協定に向けて議会の議決をいただくものであります。

今後のスケジュールとしましては、工事の完成を 2 月末と定め進めてまいりたいというふうに考えてございます。完成後の検定を行いまして、その後売買契約、建物登記を 3 月中に行い、4 月 1 日入居の予定で作業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

買取事業により取得する内容でございます。Ⅰ期分として 1 LDK が 5 戸、2 LDK が 5 戸、3 LDK が 2 戸、いずれも木造平屋でございます。Ⅱ期分としまして 1 LDK が 2 戸、2 LDK が 3 戸、3 LDK が 1 戸の 6 戸。Ⅰ期、Ⅱ期合わせて 18 戸の公営住宅の買い取りでございます。型別の面積でございます。A 棟と B 棟でございます。A 棟につきましては、1 LDK で住居専用面積で 55.51 平米、16.79 坪でございます。専用部分、バルコニー、専用風除室、共用部分ということで、住居専用が 55.51 でございます。2 LDK で 67.04、3 LDK で 79.89 の面積でございます。次に、B 棟でございます。この B 棟につきましては、バルコニーという形はございませんけども、そ

れ以外につきましては専用部分、専用風除室、共用部分として設計してございます。

1LDKで54.71、2LDKで66.25、3LDKで79.09でございます。

買取金額でございます。Ⅰ期分として1億3,712万6,450円。Ⅱ期分として6,263万3,550円でございます。合計、今回の協定の買取金額でございます1億9,976万円でございます。

附帯施設でございますけれども、22年、23年度に亘りまして外構工事を実施したいというふうに考えてございまして、今、外構工事の設計中でございます。外構工事の中には駐車場、住戸1台と来客用として5台、計23台の駐車場を計画してございます。また、住戸のセンターガーデンといいますか、中に緑地の部分、通路、花壇と、あと家庭菜園等のスペースを外構工事で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、今後Ⅰ工区につきましては18戸でございますけれども、Ⅱ工区として23年と24年の計画につきましては、同様の公募型プロポーザル方式により事業者を選定しまして、買取事業により進めてまいりたいというふうに考えてございます。23年度はⅡ工区で10戸、24年、同じく10戸の合計20戸を2工区として計画してございます。

次に、買取事業に関する協定書の内容について、若干説明申し上げたいというふうに思います。この協定の条文につきましては、先に買取事業により公営住宅を取得しております他の自治体のものを参考に作成したものでございますけれども、現在、町が自ら発注し、完成後引渡しをする工事請負契約書の約定条文とほとんど内容が同じでございます。この契約はとか、この協定はと、そういう違い程度で、あとはほとんど同じでございますけれども、この民間の活力を利用して買い取るという点でも、町が取得することを前提に事業者に建設をお願いするものでございまして、所定の手続きについては、ほとんど変わらない内容となっております。変わる点につきましては、従来の請負契約のように前払いや部分払いの規定がありません。支払いは、この規定の中では売買契約を締結し、所有権の保存登記を行ったこととする点が、従来の方式と異なる、工事請負契約と異なる点でございます。

協定書案の8の8ページをごらんいただきたいと思います。先ほど今後のスケジュールの中でお話しました売買契約でございます。30条の売買契約であります。従来の工事請負契約において、この規定はございません。31条の建物の登記の規定もござい

ません。登記につきましては、不動産登記法で新築した建物の所有権を取得したものは、1か月以内に表題登記をしなければならないとされております。ただし、国又は地方公共団体が所有する土地、建物につきましては、当分の間これを免除するということとされております。このことから従前、町が発注の建物の登記については行われておりません。今回、事業者が買い取りを前提に建設をしたものでありますが、町が買い取るという行為から見ても売買として所有権を明確にすることから、登記の条文規定を行っているものであります。なお、他の自治体での協定書には議会の議決の根拠を財産の取得、いわゆる公営住宅を取得するということで、財産の取得として議会に提案しているものではありませんが、本町におきましては、継続費の設定を行い、かつⅠ期、Ⅱ期ごとに売買契約によって買い取ることとしているため、今回Ⅰ工区全体の買取事業に係ります協定の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約の締結の議会の議決をいただき、完成後におきまして、売買契約に当たりまして、再度条例第3条の財産の取得につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、説明資料9ページから図面でございます。説明申し上げます。9ページにA、B棟の配置図でございますが、上の道路が国道240号で右が美幌側、左が阿寒側となっております。横断歩道が、青葉幼稚園にございます横断歩道となっております。左の町道8号線側の7棟がA棟でございます。国道側がB棟の5棟、これが22年度実施の12戸でございます。また、下の町道30号線でございますけれども、これ沿いに6戸が23年度で、全体として18戸の建設をこのⅠ工区で行うということになってございまして、真ん中に名称はセンターガーデンとなっておりますけれども、これを囲むような形でコの字型の配置で、中に通路でそれぞれ通じるようになってございます。

次に、10ページでございます。最初にA棟の配置でございます。先ほど申し上げましたように、図面下が町道8号線で、左側が道路向かいでございますけれども、旧津別石油スタンドから3LDKが1、1LDKが3戸、通路を挟んで2LDKを3戸配置してございます。

次に、11ページのA棟の住居別の詳細平面図でございます。左側の図面は1LDKの平面でございます。居間が20.9、約12.7畳、寝室が12.29、7.5畳、全体で51.41、

16.79坪となっております。物置は1坪で、物置との間は共用スペースとして屋根をつけた通路が縁側となっております。南側にはバルコニーを配置しております。

次に、12ページでございます。左が2LDK、右が3LDKの図面でございます。居間につきましては、2LDKが22.62と、3Lが22.63となっております。寝室につきましては、2LDKで12.29、9.55の寝室を設けております。3LDKは、寝室11.72と11.15、9.79の3室の寝室を配置しております。全体的にそれぞれ収納の部分についても配慮しております。提案のときも9%以上の収納を確保してほしいということで、A棟については9.77～11.88の範囲で収納スペースが設けられておりますし、B棟でも9.13～10.44の収納を確保しております。

次に、13ページはA棟の立面・断面でございます。壁につきましては南側、道路側、町道側になりますけれども、カラマツの羽目板として、バルコニーの軒天から50センチほど木製ルーバーといいます日よけのものを、夏の日差しを制御するというので、ルーバーを配置しております。南側立面につきましては、ガルバリウム鋼板としております。中央のセンターガーデン側及び物置は、サイディングの壁としております。屋根につきましても、ガルバリウム鋼板の4%勾配としております。基本的に、雪は積もらせてそのままにしておくということになっておりますし、縁側の部分の通路部分につきましても、除雪を軽減するというのを考慮しております。

次に、14ページB棟の国道側の平面でございます。この住戸につきましては、センターガーデン側に玄関を配置しております。入り口を配置してございましておりますので、A棟のようなバルコニーという形は設置しておりません。

15ページは、B棟の詳細平面図でございます。1LDK54.71でございます。住戸の奥に寝室を配置しております。いずれも横にトイレになるように設置しております。居間につきましては20.91、約12.6畳、寝室につきましては12.48、7.5畳でございます。

次に、16ページ2LDK、B棟の2LDK、3LDKの詳細平面図でございます。先ほど申し上げましたように、通路側の南面が玄関となっているタイプでございます。2Lが66.25、3LDKが79.09でございます。A、Bの設備でございますけれども、給湯につきましては電気温水器、それぞれ住戸タイプ、1L、2L、3Lによりまして

容量を変えて電気温水器を設置してございます。調理用の熱源につきましては、ガスと 200 ボルトコンセントを配置してございます。電磁調理器も利用できる形にしてございます。テレビにつきましては、棟ごとに共同アンテナを設置しまして共聴の方式をとってございます。あと、物置 1 坪タイプの向かえ側に灯油タンクを 188 リットルのタンクでございますけども設置してございます。あと、内装の仕上げでございませけども、トドマツ合板のウレタン樹脂塗装によりまして、目透かしを施して行いたいというふうに計画してございます。

17 ページは B 棟の立面でございませ。A 棟と違う点につきましては、先ほど壁の部分で申し上げました A 棟のカラマツの羽目板の部分でございませけども、ここにつきましては国道側に面した分、北側になろうかと思ひませけども、ここに配置してございませ。

外構工事でございませけども、今、直営、町が発注する工事ということで今設計中でございませ。この買取協定には含めてございませませけども、中心に緑地をとって通路からもそれぞれ住戸に入ることができますし、棟ごとの端の横からもそれぞれ通路を通過して入るような形にしてございませ。また、花壇、菜園を配置してございませ。駐車場につきましては、2 か所を配置してございませ。

以上、ご説明申し上げましたので、買取事業に関する協定の締結につきましてご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） この買取事業は産福のほうだと思ひませし、私どももなかなか内容的なものを聞いておりませので、何点かちょっとお聞きをいたしたいというふうに思ひませ。

まず、1 点目ですけども、従来の直営発注と買取事業、主な比較というか、どういふ点で優れている、優劣というか、違いを主なものでいいのですけれども 2、3 点程度あれば、お聞かせいただきたいというふうに思ひませ。

それと、63 号で町有住宅の議決をしましたけども、同じような住宅の中で、片やは直営、片やは買い取りというふうな形で、この相違はどういふことなのかお聞きをい

たしたいというふうに思います。民間活力の活用みたいな話もいろいろしていましたが、これ私も素人考えですけども、直営発注でも買取事業で発注しても、民間活力をするのは同じでないのかなというふうな観点に立つのですけども、その辺のポイントについて何かありましたらいただきたいと。

あと、最後ですけども、この買取事業については、今後ともこういうふうな形で門戸が開かれましたのでやっていくのかどうか、それをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 買取事業と従来の直営とといいますか、町のほうで設計して発注するという方式の違う点、結論から申し上げますと、お金がかなり安くできるということでありまして、この住生活基本計画のときにも検討がなされたようですけども、従来の建設工事、町が発注する工事で落札率が高いとといいますか、安い価格で落札しているのであれば、あえて買取事業まで踏み込んでやる必要はあるのかどうかという点も比較として、その計画の中で触れられております。

そういう中で、今回あえて買取事業ということで踏み込んで、私どもも初めての今回ケースなものですから、どういう状況になるかなという、ある部分ではちょっと心配な面もございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、6社の説明に対して最終的に2社になったということは、ちょっと建設をする業者を地元にしたということで、それらの資格要件等々があって最終2社になったということで、2社になったら選ばれるを得なかったという点では、ちょっと少なくとも3社の事業者、グループから提案がほしかったなというのが正直なところでございますけども、いずれにしましても今回、事業者のほうに提案するには要求水準等いろいろ要件をつけて、なおかつプランですとか、そういう部分の提示をして出していただきました。最終的にお金の比較も、2社ございましたので、うちのほうとしてもこういう金額で上限として、その範囲で金額を出していただければ、そのお金の部分の採点もいたしますということでも、明らかにその審査基準も相手方にしました。建物価格でいいますと40%ほど点数に出るようなことにしまして、残りは計画ですとかプランの内容でございまして、そういうものを含めて出した金額でいきますと、うちで予定した金額が2億2,494万

3,000円を取得予定価格でしますということを出した結果、落ちたところが1億9,120万1,400円という提案をしていただきました。非常に何も無い中で金額を比較するというのは難しいことかもしれませんが、事業者のほうの相当な努力をしてくださったのだなというふうに考えておりますし、その後、設計の段階に入りまして、この部分を直してほしいとか、向こうからどうですかということ注文をつけられて、最終的に調整した金額が先ほど言いました1億9千何がしという金額になってございますので、その差はありますけれども、金額でいきますと相当安い金額でありますし、事業者のほうは厳しいというような話もございます。ただ、事業者のほうも提案して、それを実行するというので、今回、協定のほうに踏み込んでいただきましたけれども、金額面では相当買取事業のほうはプラスになるだろうと。業者側からいきますと、儲けが薄いなというのが正直な実感かなというふうに思います。民間活力の部分では、余りこちらで設計してこうしてください、ああしてくださいという形でなく、こういうものの考え方で、こういう基準でというのは示しはしましたけれども、設計会社と建設会社がいわばタグを組んで、こういうプランであれば町のほうに売り込みたいということで提案いただいたわけがございますけれども、そういう形の手法としては必要なかなというふうに思います。

従来型が町で考えて、町で発注するっていう方式以外に初めてとった方式でございますけれども、できれば今後とも、とりあえず公営住宅については実施したいと。先ほど申し上げましたⅡ工区の部分も、先日事業者を集めまして概要説明を行ってございます。その折にもⅠ工区の2社でなく、1社でも多く提案していただきたいというお話もしていたところでございます。この公営住宅に限って先ほど、前段、最初に申し上げました建設は、建設等の中に、買い取り、建設、借り上げというものもあるのですが、法律上認められて補助対象になっていくスタイルになってございますので、すべての事業がこの方式をとれるかどうかというのはまだ別な手法、例えば、条例でそういう買取事業のための条例を定めるとかしなければ、多分、ルール上の制約はあろうかというふうに思いますけれども、当面、公営住宅については今66戸、27年まで計画している66戸については、この方式をとっていきたいと考えてございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 安く済むということについては十分わかったのですが、あと、今後のやりかたについては、これはとりあえずそういうふうなことだというふうなことで理解しましたが、民間でやる場合に、ここに協定の中に貸し担保の関係も、何かある場合は相当の期間というふうな形になっておりますが、工事の不良箇所とか諸々なった場合、相当な期間というのはどの程度で、町が買い取るわけですから、後々心配がないのかどうかだけ、1点確認をしておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（上野安男君） 貸し担保の部分につきましては、この買取事業、先ほど申し上げましたとおり契約条文は直営といいますか、町が発注する工事と契約の中身は全く同じでございますので、その方式を踏襲して、不良といいますか、その部分の保証期間は、従来どおりの期間というふうな受けとめていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第8号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、報告第8号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から、平成 21 年度 5 月分、平成 22 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本臨時会に報告するものであります。本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 22 年第 6 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 12 時 42 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員